

# 豊橋市働きやすい職場づくり補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この交付要領は、豊橋市働きやすい職場づくり補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第15条の規定に基づき運用にあたり必要な事項を定める。

(補助対象外経費)

第2条 要綱第4条第1項の補助対象経費には、次に掲げるものは含まないものとする。

- (1) 既存の顧問契約に基づく社会保険労務士等への報酬  
例) 顧問契約料
- (2) 招聘する講師に係る交通費、宿泊費及び食事代
- (3) 退職金制度等、法令で整備が義務付けられていない任意制度に係る規程の作成・見直しに要する経費  
例) 退職金規定
- (4) 国、県及び市が主催する研修等に係る経費
- (5) 事業の通常運営に係る経費（光熱水費、事務用品等）で補助事業と区分できないもの
- (6) 就業規則と関係のない社内規定

(実績報告)

第3条 要綱第9条第4項に規定する書類に準ずるものは次のものをいう。

実施要領、通達、マニュアル、育児休業規程、社内報、イントラネットの掲示板等の画面を印刷した書類、全従業員へメール送信・回覧・掲示・配布等により周知した場合は、その日付があり（メール送信、回覧の場合は全従業員に送信・回覧されたことが確認できるもの、社内に掲示した場合は社内に掲示していることが客観的に分かる写真等）、周知したことが実質的に分かるもの

(補助交付条件)

第4条 要綱第3条別表第1の交付条件に規定に準ずるものは次のものをいう。

相談窓口（社内・社外）の名称・連絡先を明示した案内文を作成し、全従業員に配布または掲示していること。相談対応者がメンタルヘルス研修（外部講習を含む）を受講していること。相談内容に応じて、産業医・専門医・公的相談機関等につなぐ体制をマニュアル等で整備していること。

附則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和8年6月1日から施行する。